

規制シート

(別紙1)

200199801170001

平成27年10月30日

規制の名称	地球温暖化対策の推進に関する法律	所管府省	環境省
根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	地球環境局地球温暖化対策課 課長 松澤裕
規制目的	社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。		
規制内容の概要	地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策計画の策定、政府・地方公共団体による実行計画の策定、排出抑制等指針の策定、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度等の措置について規定している。	関連する予算	地球温暖化対策推進法施行推進経費(平成27年度予算19百万円)等
規制の最近の改廃経緯	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成25年に公布され、平成27年4月1日から完全施行されている。	関連する政策評価結果	平成25年度政策評価(事後評価) (http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25jjigo/1-1.pdf) (http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25jjigo/1-2.pdf)
規制を維持、改革又は新設する理由	法附則第4条の規定を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとしている。 (参考)法附則第4条 第四条 政府は、平成二十七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。	規制の維持、改革又は新設の別	関係者のご意見も伺いながら、今後検討を行う。
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	法附則第4条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>